

貝塚市週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指すため、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援する取組として、週休2日工事を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日工事の対象工事は、次の各号に掲げる工事を除く特記仕様書等において「週休2日工事」であることを明示した工事を対象とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事(災害復旧工事、単価契約工事等)
- (2) 施設状況等により、対応が困難な工事
- (3) 不稼働日を除く実稼働日数が5日未満の工事

(発注方式)

第3条 発注方式については、次の各号に掲げる方式によるものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計から計上する方式で、「月単位の週休2日工事」又は「通期の週休2日工事」のいずれかを選択する。

(2) 受注者希望方式

受注者が、現場着手日前に発注者と協議した上で週休2日に取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式で、「月単位の週休2日工事」のみとする。

(定義)

第4条 この要領において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間内において、4週8休以上の現場閉所が確保されている状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日から現場作業終了日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。
 - ア 年末年始休暇(6日間)
 - イ 夏季休暇(3日間)
 - ウ 工場製作のみを実施している期間
 - エ 工事全体を一時中止している期間
 - オ 発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なく休止せざるを得ない期間等)
- (3) 現場閉所 工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。
- (4) 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数(現場閉所された日の合計をいい、悪天候等による予想外の現場閉所日を含む。)が対象期間中で28.5%(8/28日)以上の水準に達する状態

をいう。

- (5) 現場閉所対象日 原則、土曜日及び日曜日とする。
- (6) 月単位の週休2日工事 対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%以上の水準の工事をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、上記水準を達成しているものとみなす。悪天候等のやむを得ない事情により、作業予定日を現場閉所とすることに伴い、現場閉所対象日を振り替える場合は、同一月内で行うものとする。
- (7) 通期の週休2日工事 対象期間内の現場閉所率が28.5%以上の水準の工事をいう。



【達成率の算出方法】

4週8休工事対象期間 231日(240日-夏季3日-年末年始6日)
 $231 \times 28.5\% (8/28日) = 65.8日$
66日以上の現場閉所日確保により4週8休達成

■ = 対象期間

(労務費等の補正)

第5条 労務費等の補正に関する考え方については、次の各号に基づくものとする。

- (1) 大阪府土木工事積算基準を適用する工事は「大阪府都市整備部週休2日工事实施要領」を適用する。
 - (2) 土地改良工事積算基準を適用する工事は「環境農林水産部週休2日工事实施要領」を適用する。
 - (3) 公共建築工事積算基準を適用する工事は「週休2日促進工事实施要領」(大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室)を適用する。
 - (4) 水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)を適用する工事は同必携を適用する。
- 2 発注者指定方式における「月単位の週休2日工事」は、月単位の4週8休の補正係数を労務費等に乗じた上で当初設計金額を作成し、現場閉所の達成状況に応じ、次の各号に掲げる措置を行う。
- (1) 月単位の週休2日工事を達成した場合 当初設計金額のとおり
 - (2) 月単位の週休2日工事に満たないが、通期の週休2日工事を達成した場合 労務費等に乗ずる補正係数を月単位の補正係数から通期の補正係数に変更する。
 - (3) 通期の週休2日工事に満たない場合 当初設計金額から労務費等に月単位の4週8休の補正係数を乗じて得た補正額を減額する。
- 3 発注者指定方式における「通期の週休2日工事」は、通期の4週8休の補正係数を労務費等に乗じた上で当初設計金額を作成し、現場閉所の達成状況に応じ、次の各号に掲げる措置を行う。
- (1) 通期の週休2日工事を達成した場合 当初設計金額のとおり

(2) 通期の週休2日工事に満たない場合 当初設計金額から労務費等に通期の4週8休の補正係数を乗じて得た補正額を減額する。

(3) 月単位の週休2日工事を達成した場合 当初設計金額のとおり

- 4 受注者希望方式における「月単位の週休2日工事」は、これを達成したときに月単位の4週8休の補正係数を労務費等に乘じた上で設計変更を行う。ただし、現場着手日前に月単位の週休2日工事を実施しない旨の届出があった場合は、補正の対象としない。

(適切な工期設定)

第6条 発注者は、積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備期間、後片付け・各種検査期間を含めた工期算定を行い、適切な工期設定を行うものとする。

(工期の変更)

第7条 発注者は、次の各号に掲げる場合が受注者の責によらないものと判断するときは、適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合
- (2) 設計図書で明示されていない施工条件に関し、予測することのできない特別な事情が生じた場合
- (3) 工事の施工を一時中止させた場合

(発注方式の指定)

第8条 対象工事については、特記仕様書等に「発注者指定方式」又は「受注者希望方式」の文言を明記する。

(留意事項)

第9条 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するよう指示等を行わないこと。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。
- (3) 受注者は、週休2日工事であることを工事看板等に明記すること。ただし、明記しないことにつき受発注者間での合意がある場合は、この限りでない。

【記載例】

週休2日工事 この工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための 取組みとして、週休2日の確保に取り組んでいます。

(成績評定)

第10条 「月単位の週休2日工事」を達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。

(その他)

第11条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、貝塚市入札参加指名停止要綱、工事請負契約書に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。